

那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定 支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な手続について定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務委託名 那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託
- (2) 委託箇所 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院
- (3) 業務の目的 那須南病院整備基本構想策定業務は、南那須地域唯一の一般病床を有する公立病院であり、良質で安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな那須南病院の整備について、新病院のあり方、担うべき機能や規模、事業手法などの新病院の整備に必要となる基本構想の策定を目的とする。
また、経営強化プラン策定支援業務については、総務省から示されている「公立病院経営強化ガイドライン」を基に策定することとし、本プランでは社会情勢の変化、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化や医師等の医療従事者不足、新型コロナウイルス等の感染症拡大時における公立病院の果たす役割の再認識、その他公立病院を取り巻く課題を踏まえ、今後も南那須地域の公立病院として持続可能な医療体制を提供するため、委託により策定するもの。
- (4) 業務の内容 別添「那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (5) 履行期間
 - ア 整備基本構想策定業務 契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで（2か年継続事業）
 - イ 経営強化プラン策定支援業務 契約締結日の翌日から令和6年3月28日まで

2 見積限度額

- (1) 整備基本構想策定業務(2か年分) 11,000,000円（消費税等込）
- (2) 経営強化プラン策定支援業務 4,400,000円（消費税等込）

3 受託者の選定及び契約方法

受託者の選定については、整備基本構想策定業務と経営強化プラン策定支援業務の検討内容や各種データの積算等に関連性及整合性が必要であることから、同一の受託者とする。

なお、整備基本構想策定業務、経営強化プラン策定支援業務は、それぞれ別契約とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）の実施年度における組合又は構成市町（以下「組合等」という。）の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 組合等の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 組合等の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、那須烏山市及び那珂川町の暴力団排除条例第2条に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (7) 基本構想策定業務に関しては、病床数100床以上の病院において、同種の業務を元請けとして受託した実績があり、確実に履行できるものであること。
- (8) 公立病院経営強化プランの策定に関しては、病床数100床以上の公立病院において、同種の業務又は病院改革プラン策定を元請けとして受託した実績があり、確実に履行できるものであること。

6 参加申込資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別記様式1-1）
- イ 業務受託実績表（別記様式1-2）、（別記様式1-3）
- ウ 84円切手を貼付した長形3号の返信用封筒

(2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号 南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院 総務課 経営企画係

(4) 提出期限 令和5年9月25日（月）

(5) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く
午前9時から12時、午後1時から4時まで

※郵送の場合も、期限までに必着

- (6) 審査結果 参加資格審査結果通知書（別記様式2）により通知する。

7 仕様書等の閲覧

仕様書、実施要領等については、南那須地区広域行政事務組合ホームページ又は那須南病院ホームページからダウンロードして参照すること。

また、別途貸出を行う「令和2年3月策定的那須南病院大規模改修基礎調査等報告書」については、那須南病院5階事務室で9月8日（金）午前8時30分から9月15日（金）午後4時まで貸出しを行う。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年9月8日（金）午前8時30分から9月15日（金）午後4時まで
(2) 提出方法 質問書（別記様式3）に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。
(3) 回答方法 質問者に順次電子メールで回答する。なお、9月20日（水）以降に質問・回答一覧を参加者全員に電子メールで通知する。

9 企画提案書の作成及び提出方法

- (1) 作成方法

別紙1「那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

- (2) 提出方法

ア 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書の提出について（添書）	別記様式4	1部
2	那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託企画提案書 ※上記(1)により作成したもの	別記様式5	10部
3	直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書）	任意様式	10部
4	定款	任意様式	10部
5	会社概要（パンフレット）	任意様式	10部
6	見積書（人件費、一般管理費、諸経費に区分） ※別途封筒に入れて提出	任意様式	1部

イ 提出期限 令和5年10月2日（月）

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く

午前9時から12時、午後1時から4時まで

※郵送の場合は、期限までに必着の上、書留郵便に限る。

エ 提出場所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号

南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院 総務課 経営企画係

10 審査方法

審査は、那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会において行う。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、適合者がいないと判断されたときは、受託候補者を選定しない場合もある。

- (1) 審査の期日 令和5年10月12日（木）
※ 開始時間等については別途連絡する。
- (2) 場 所 〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院 5階 会議室
- (3) 参加人数 1事業者2名以内とする。
- (4) 審査内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング
- (5) 持ち時間 プレゼンテーションの説明は30分以内とする。
なお、プロジェクター（病院備品 EPSON EB-2265U）を使用して説明する場合、
パソコンは企画提案者が準備すること。
- (6) 審査基準 別紙2「那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託
に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

11 受託候補者の決定

審査の結果、その合計点が最上位の者を受託候補者に決定する。

12 審査結果

全参加者に「プロポーザル審査結果通知書（別記様式6）」により通知する。また、組合のホームページ上でも公表する。

13 契約の締結

審査により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

14 全体スケジュール

令和5年 9月 8日（金） 公告・募集開始
令和5年 9月 8日（金）～15日（金） 仕様書等の閲覧、質問の受付期限
令和5年 9月20日（水） 質疑回答
令和5年 9月25日（月） 参加申込書の提出期限
令和5年10月 2日（月） 企画提案書の提出期限
令和5年10月12日（木） 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和5年10月13日（金） 結果の公表
※審査及び結果の公表については、組合の都合により日程が変更となる場合がある。

15 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。ただし、組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例（平成 19 年 3 月 1 日 組合条例第 1 号）に基づき取り扱うこととする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

16 情報公開及び提供

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類については、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例（平成 19 年組合条例第 1 号）の規定に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき開示することがある。
- (3) ただし、同条例 7 条（2）及び（3）において、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱う。

17 問い合わせ先

南那須地区広域行政事務組合立

那須南病院 総務課 経営企画係 担当：石田

〒321-0621 栃木県那須烏山市中央 3 丁目 2 番 13 号

TEL：0287-84-3911 FAX：0287-84-3915

E-mail：h_soumuka@minaminasukouiki.jp

18 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加を取り下げる場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 提案内容に虚偽がある場合
 - ウ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
 - エ 「2 見積限度額」で示す金額を超えた見積書を提出した場合